

7－8市単中根・金田台1号近隣公園基本・実施設計業務委託  
特記仕様書

第1章 総則

(適用)

第1条 この特記仕様書は、「7－8市単中根・金田台1号近隣公園基本・実施設計業務委託」に適用する。

2 本業務は、本特記仕様書によるほか、茨城県設計業務等共通仕様書に基づき実施しなければならない。

(本業務の目的)

第2条 本業務は、つくば市（以下、「委託者」という。）が計画する「中根・金田台1号近隣公園」の基本・実施設計を目的とする。

(履行場所)

第3条 履行場所は、別添位置図のとおりとする。

(履行期間)

第4条 履行期間は、契約日の翌日より令和9年（2027年）2月19日までとする。

(設計条件)

第5条 設計条件は、次のとおりとする。

(1) 面積 A=1.8ha（うち貴重植物保存地0.3haは設計対象外）

(2) 地形 丘陵地

(管理技術者)

第6条 受託者は、本業務における管理技術者を定め、委託者に通知するものとする。

2 管理技術者は、下記のいずれかの資格保有者でなければならない。

(1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項の規定による技術士で、同法32条第1項の規定による総合技術監理部門「建設-都市及び地方計画」の登録を受けていること。

(2) 技術士法第2条第1項の規定による技術士で、同法32条第1項の規定による「建設部門/都市及び地方計画」の登録を受けていること。

(3) シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）資格制度施行規程第8条の規定による「造園部門」の登録を受けていること。

(4) 登録ランドスケープアーキテクト

(照査技術者)

第7条 受託者は、本業務における照査技術者を定め、委託者に通知するものとする。

2 照査技術者は、下記の資格保有者でなければならない。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項の規定による技術士で、同法32条第1項の規定による総合技術監理部門「建設-都市及び地方計画」の登録を受けていること。
- (2) 技術士法第2条第1項の規定による技術士で、同法32条第1項の規定による「建設部門/都市及び地方計画」の登録を受けていること。
- (3) シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）資格制度施行規程第8条の規定による「造園部門」の登録を受けていること。

(打合せ等)

第8条 本業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度、受託者が打ち合わせ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

- 2 本業務着手時、及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、受託者と監督職員は打ち合わせを行うものとし、その結果について受託者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 受託者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

(提出書類)

第9条 受託者は、着手後及び完了後速やかに次の書類を委託者の指定する部数提出するものとする。

- (1) 管理技術者及び照査技術者選任通知書 1部
- (2) 技術者経歴書 1部
- (3) 工程表 1部
- (4) 業務計画書 1部
- (5) 業務完了届 1部
- (6) 業務成果物引渡書 1部

(業務カルテの登録業務)

第10条 本業務は、業務カルテの登録対象業務であるため、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）への登録及び業務カルテ受領書の写しの監督職員への提出等を行わなければならない。

(資料の貸与及び返却)

第11条 受託者は、本業務に必要な資料を委託者から借り受けた場合は、その管理について責任を持って行うとともに、業務完了後速やかに委託者へ返却するものとする。なお、借り受けた図書等を破損し、又は紛失等した場合は、受託者が責任を負うものとする。

(安全管理)

第12条 受託者は、現場での作業に際して、業務関係者のみならず、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。また、車道及び歩道等で作業を行う場合は、監督員と協議のうえ必要に応じ交通整理員を配置すること。

2 現場作業中の安全を確保するため、作業従事者に安全用具（ヘルメット、安全靴等）を携帯又は着用させること。

3 現場作業中は、必要に応じ表示板等を設置すること。

(損害賠償)

第13条 受託者は、業務遂行中に生じた事故等に対して一切の責任を負い、内容及び状況を委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(検査)

第14条 受託者は、本業務を完了したとき、業務完了届及び業務成果物引渡書とともに成果品を委託者に提出し、照査技術者立会の上、完了検査を受けなければならない

(守秘義務)

第15条 受託者は、本業務において知り得た情報について、委託者の許可なしに漏洩または引用してはならない。

(疑義)

第16条 本仕様書に定めがない事項又は本仕様書に定められた内容の解釈に疑義が生じた場合は、速やかに委託者・受託者協議を行い、委託者の指示に従うものとする。

## 第2章 設計業務

(計画概要)

第17条 計画概要是、以下のとおりとする。

- (1) 芝生広場
- (2) 遊具等の施設
- (3) エントランス
- (4) 園路

- (5) 休憩施設
- (6) 公園トイレ
- (7) 駐車場
- (8) ビオトープ池
- (9) 雨水貯留浸透施設

(基本設計の業務内容)

第18条 基本計画において定めた内容に基づき、設計条件との整合を図り、技術的及びデザイン的、経済的な見地から設計の指針を明らかにし、実施設計に向けて、公園等の骨格となる施設配置、諸施設の形状、基盤施設、植栽等について概略の設計を行う。

(1) 与条件の細部検討

- ① 与条件や基本計画の把握と整理
- ② 各種設計条件の整理と確認
- ③ 各種設計基準の抽出と適用の確認
- ④ 現地詳細調査（設計対象地とその周囲）  
（敷地境界、既存物の状況、供給処理設備など）

(2) 諸施設の検討および設定

- ① 基本計画内容の整合性確認
- ② 敷地・施設容量からみた利用者数の検討と設定
- ③ 空間構成・景観・意匠等に関する基本方針の検討と設定
- ④ 造成基本方針の検討と設定
- ⑤ 植栽基本方針の検討と設定
- ⑥ 供給処理設備基本方針の検討と設定
- ⑦ 整備水準・目標工事費の検討と設定
- ⑧ 維持管理基本方針の検討と設定
- ⑨ 対象地区とその周辺域に生息・生育する生物種の把握

(実施設計の業務内容)

第19条 基本設計の内容に基づき、安全性、機能性、市場性、施工性、デザイン性といった面から詳細の検討を行い、工事に必要な設計図書、予定工事費及び予定期工期、特記仕様書等の作成を行うものとする。ただし、設計内容について一部を変更または省略することがある。詳細な内容は監督員との協議により定めること。

### (1) 実施設計の検討

- ① 基本設計内容の整合性確認
- ② 雨水貯留浸透施設に関する検討と設定
- ③ 意匠性・芸術性・独自性に関する検討と設定
- ④ 安全性・機能性に関する検討と設定
- ⑤ 施工性・市場性に関する検討と設定
- ⑥ 維持管理性に関する検討と設定
- ⑦ 保全目標種や環境指標生物等の維持管理に関する検討と設定
- ⑧ 工事特記仕様書の検討と設定
- ⑨ 目標工事費との調整
- ⑩ 工期の算定と調整

### (2) 実施設計図の作成

縮尺については監督職員と協議をすること

- ① 実測平面図に基づいた実施設計平面図の作成
- ② 割付平面図の作成
- ③ 造成平面図の作成
- ④ 施設平面図の作成
- ⑤ 植栽平面図の作成
- ⑥ 供給処理設備平面図の作成
- ⑦ 撤去平面図の作成

必要に応じて拡大図や各種系統別平面図を作成すること

- ⑧ 造成断面図の作成
- 園路縦断図や排水縦断図を作成すること
- ⑨ 雨水貯留浸透施設等、各種施設の構造図の作成

必要に応じて図面特記事項を付記

### (3) 数量計算

- ① 図面および工事仕様書に基づく施工数量や材料の計算
- ② 実施設計の検討に伴う応力や容量の計算

### (4) 概算工事費の算出

提供された単価、物価資料による単価、または見積もり徴収による単価に基づいた工事費の算出

中間報告として、令和8年9月末までに算出した概算工事費を発注者に報告する

こと。

(5) 実施設計説明書の作成

上記検討資料を取りまとめた報告書の作成

(6) 照査

- ① 基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査
- ② 設計方法や設計手法の妥当性の照査
- ③ 成果品の内容の適正照査

(7) 関連機関との協議

- ① 県道出入口について、基本計画の検討資料に基づき協議資料を作成し、委託者と共に、茨城県土木部道路管理課と協議を行う。

(8) 鳥瞰図等の作成

決定した内容に基づいて、対象地全体を俯瞰した鳥瞰図を作成する。

(住民参加型業務 (ワークショップ等の開催))

第 20 条 本業務における基本計画・基本設計及び実施設計を作成する際は、利用者等の参加を得て検討し、合意形成を図るためのワークショップの企画、運営支援等を行うこと。

(1) 企画準備

ワークショップの実施計画を作成する。併せて、具体的プログラムに沿って、会場・備品・名簿整理等の開催準備を行う。

(2) 資料作成

当日の説明資料及び参加者への配布資料等を作成する。

(3) 実施・運営

ワークショップ当日の資料説明、ファシリテーター（全体又は各グループ）、実施補助（記録等）を行う。

(4) 実施記録まとめ

ワークショップ開催後、当日の検討結果や意見及び開催の様子等を記録し、整理する。また、これらの結果から運営に係る課題を整理する。

(5) 開催打合せ

ワークショップ開催のための打合せを行う。

開催前：ワークショップの内容や運営方針など

開催後：結果の報告（議事録や写真等）と次回に向けた方針検討

(6) 案内チラシの作成

ワークショップ開催の案内チラシの原稿を作成する。なお、内容は監督員と協議の上決定すること。

(7) ニュース等の作成

ワークショップの結果を周知するチラシの原稿を作成する。なお、内容は監督員と協議の上、決定すること。

(8) 報告書の作成

各回のワークショップの結果を整理し、業務報告書として取りまとめる。

(施工方法検討)

第 21 条 施工方法及び施工順序、施工機械等に加えて、施工ヤードの確保及び仮設計画等について検討するものとする。

(リサイクル計画書等の提出)

第 22 条 受託者は、共通仕様書第 1209 条の 9 に基づき、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。また、建設副産物の検討成果として、茨城県建設リサイクルガイドライン（茨城県土木部）に基づき、リサイクル計画書及びリサイクル阻害要因説明書を作成するものとする。

(コスト縮減効果調書の提出)

第 23 条 受託者は、共通仕様書第 1209 条の 13 に基づき、設計業務の実施にあたりコスト縮減に取り組んだ内容及びその効果等をコスト縮減効果調書に記載するものとする。

2 前項の調書は、当該業務の成果の一環として作成するものであり、コスト縮減に関する新たな検討等の作業を行う必要はない。

(その他)

第 24 条 業務の実施にあたり、設計図書等に疑義を生じた場合は、速やかに監督職員と協議のうえ、その指示に従うものとする。

(既存工作物等)

第 25 条 調査地点において、既存工作物等を撤去する必要がある場合は、監督職員の承諾を受けること。調査終了後、受託者の負担で現況復旧を行うこと。

(調査に要する設備)

第26条 調査に要する給排水、電気等の設備は、受託者が用意すること。

### 第3章 成果品

(納入する成果品等)

第27条 納入する成果品等は、次のとおりとする

- (1) 基本実施設計業務報告書 2部
- (2) 基本実施設計説明書（製本） 2部
- (3) 照査報告書 1部
- (4) 工事設計図面一式 1部
- (5) 数量計算書 1部
- (6) 概算工事費算出書 1部
- (7) 現場用製本（見開きA3版） 2部
- (8) 鳥瞰図等 A3 サイズ 2部
- (9) ワークショップに関する報告書 2部
- (10) その他監督員の指定するもの
- (11) 上記基本設計に係る成果品のCAD及びPDF等の元データ（CD-R） 2枚

(成果品に対する責任)

第28条 本業務終了後、受託者の責任に帰すべき理由により成果品の不良個所が発見された場合は、受託者の責任と費用負担によって速やかに訂正・補足・その他の措置を行わなければならない。

(成果品の帰属)

第29条 本業務の成果品は、すべて委託者に帰属するものとし、委託者の承諾なしに貸与、公表、使用してはならない。

(電子納品)

第30条 電子納品の対象となる各成果物等は、CD-R記録による提出とする。

- 2 ファイル形式は、Microsoft社のWord、Excelを基本とし、設計図はDWG又はDXF形式及びPDF形式とする。納品後、委託者が加除修正及び印刷が可能な状態でデータを作成するものとする。

3 CD-Rのレーベル面には下記の項目を印字するものとする（油性ペンによる手書きも可とする）。

記載事項	記載例
業務名称	〇〇工事基本・実施設計業務委託
作成年月	令和〇〇年〇〇月
委託者名	つくば市長 〇〇 〇〇
受託者名	〇〇事務所
ウィルスチェックに関する情報	ウィルス対策ソフト名：〇〇〇 ウィルスパターンファイル：令和〇〇年〇〇月〇〇日版 チ ェ ッ ク 年 月 日：令和〇〇年〇〇月〇〇日
フォーマット形式	フォーマット形式：Joliet